

平成29年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成29年 6月16日 午前10:00

○散 会 午後 2:17

○出席議員（20名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 伊 藤 榮 悦
7 番 佐 藤 敏 雄	8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武
10 番 千 田 正 英	11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子
13 番 鈴 木 壮 二	14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄
16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和
19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	教 育 長 肥田野 耕 二
総 務 部 長 栗 山 隆 昌	市民福祉部長 藤 原 久 基
福祉事務所長 伊 藤 巧	産業建設部長 菅 原 靖 仁
水道局長 村 山 久 尚	教 育 部 長 菅 原 剛
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	長寿社会課長 仲 山 和 法
社会福祉課長 筒 井 弥 生	健康推進課長 渋 谷 豊
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	教育総務課長 渋 谷 一 春
学校教育課長 高 桑 博 幸	幼児教育課長 宮 崎 久 春

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成29年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成29年 6月16日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸雄） おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、4番小林 悟議員、13番鈴木壮二議員、8番藤原典男議員、7番佐藤敏雄議員の順に行います。

4番小林 悟議員の発言を許します。4番小林議員。

○4番（小林 悟） おはようございます。

まず、市長、ご就任おめでとうございます。市長は、市長の責務は決断することであると考えております。議論を尽くした後、慎重に、しかも果敢に決断をすることであり、そして大事なことは、丁寧に説明することでもあります。このことをしっかり肝に命じて事にあたっていただきたいと思っております。

それでは、通告に従い質問致します。私は4つの質問をしたいと思っております。

1つ目は、今後のまちづくりについて、市長の基本的な方針についてを質問致します。

広報「かたがみ」5月号に、市長の就任のご挨拶が掲載されております。市長におかれましては、石川前市長が12年間にわたって築き上げられたまちづくりの土台をもとに、新しい視点に立ったまちづくりを進められることを是非お願いしたいと思います。市民の方々も、潟上市がもっともっとよくなることを期待していると思っております。宜しくお願い申し上げます。

そこで、今後の市政運営についての市長の基本的な考え方について、次の3点についてお伺い致します。

1つ目、今回の選挙を通して「さまざまな課題」が見えてきたということですが、具体的にはどのようなことを課題として捉えられたのか、その根拠を含めてお聞かせください。また、課題解決に向けた取り組みをどう進めていくのか、市長の現時点での考えをお聞かせください。

2つ目、市政運営の根幹とうたっておられる「対話」と「交流」について、どのように進められるのか、その手法、手段を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

3つ目、「対話」と「交流」から「チーム潟上」を築き上げるということですが、「チーム潟上」とは少し漠然としていると思っております。具体的にはどのようなものなのか、市民に対してもう少しわかりやすく説明が必要なのではないでしょうか。市長の考えをお示しいただきたいと思えます。

次に、旧昭和庁舎の利活用についてであります。

このことについては、石川前市長は認定こども園として活用するという方針を強く示されました。市長は今回の選挙を通して、多くの地域の方々から率直な意見を伺ったことと思えます。

そこで、旧昭和庁舎の利活用についての市長の基本的な考え方について、次の4点についてお伺い致します。

1つ目、市長におかれましては、旧昭和庁舎を「認定こども園」として活用するという案について、そこに至った経緯を含めて十分に検証されたことと存じます。小学校、これは大豊小学校ですが、を離れて、飲食店の近くに「認定こども園」を建設することがベストなのかどうか、長年教育行政に携わってこられました市長の専門家としてのお考えをお聞かせください。

2つ目、石川前市長が「認定こども園」として活用する方針を示し、議会も賛成した大きな要因は、旧昭和庁舎を改築した方が新築よりも事業費が少なくて済むということだったと思えます。ところが実際には、当初示された事業費よりも莫大に増えることが示されました。実際は2億4,000万円から7億円弱ですか。このことは、旧昭和庁舎を「認定こども園」に改築することについて、もう一度考え直すべきところにきているのではないかと感じておりました。市長も選挙期間中、昭和地域の方々に対して、「旧昭和庁舎については問題があり、今後いろいろな方々からご意見を聞いて、最後は自分で判断したい」という旨の考えを述べられており、地域の方々も「今までとは違う」という大きな期待と信頼を抱いたことと思えます。ところがこのたび、地域に対する事前の説明もなく、6月定例会に旧昭和庁舎を「認定こども園」に改築するための事業費を補正予算計上したことは、藤原市政がスタート時点で地域の方々の新市長に対する期待と信頼を裏切り、行政への不信につながることになるのではないかと懸念しております。正しいと判断されたことであっても、順序をしっかりと認識し、地域に対し真摯に対応していかなければ地域の理解を得ることは難しいのではないのでしょうか。市長は、この後どのようにして地域の方々に対して説明をされるのでしょうか、お聞かせください。

3つ目、昭和地区の3園の統合については大賛成であります。このことと旧昭和庁舎を「認定こども園」として活用するということは別問題であり、旧昭和庁舎ありきではないはず。中央保育園を増改築する方法、別の場所に新築する方法等を十分に検討されたことと思います。その内容についてご説明をお願い致します。

4つ目、旧昭和庁舎はこれまで昭和地区の拠点施設、地域のシンボルでしたし、これからはそうあってほしいと願っておりました。もし旧昭和庁舎が認定こども園になってしまえば、地域のシンボルがなくなってしまうのではないかと危惧されている方々もいるようであります。今、ほかの市町村ではいろいろなまちづくりが始まっております。人口が減少している昭和地区の活性化のためには、まちづくりのための拠点施設が是非必要なのではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

大きな3つ目、潟上市社会福祉協議会「昭和センター」の本所移転について。

潟上市社会福祉協議会の「昭和センター」が7月を目処に本所移転し、昭和地区から社協のセンターがなくなるということを5月1日発行の社協だよりで初めて知り、大変驚いております。地域の方々も私と同じ思いだと思います。昭和から社協センターがなくなるということは、地域住民、とりわけ高齢の方々にとっては大変困ったことと切実な思いでいる方々も多いと思われ。なぜ飯田川に移転するのか、地域の方々に対して納得のいく説明をしてもらい、「それなら仕方ない」という理由を具体的に示してもらいたいと思っております。このことについては、潟上市社会福祉協議会から市当局に対して事前に十分な説明があったことと思います。

そこで質問ですが、次の4点についてお伺い致します。

1つ目、現在の「昭和センター」の機能はどのようなものがあって、地域住民に対する窓口サービスが遠くなることにどのように対処していくのか説明がありましたか。あったとすれば、その内容と市長としてのお考えをお聞かせください。

2つ目、社協だよりには「福祉推進の機動力を高めていくため」とありましたが、どう高まるのか、具体的な説明がありましたか。あったとすれば、その内容と市長としてのお考えをお聞かせください。

3つ目、移転するとなれば、潟上市社会福祉協議会に対する潟上市からの補助金についての検討も必要になってくると思いますが、現時点での市長のお考えをお聞かせください。

4つ目、移転後の介護予防センターへ昭和出張所が移転するための経費が6月補正予

算に計上されておりますが、地域住民の方々への説明が全くなされておられません。市長の「対話」と「交流」という政治姿勢からかなりかけ離れているのではないのでしょうか。昭和センターが本所移転すること、そこに昭和出張所が入ること、このことを地域の方々にはしっかりと説明することが必要ではないのでしょうか。このままでは、昭和出張所が入るために昭和センターが移転する、地域の方々にそう思われてしまうのではないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

大きな4つ目、防災・健康拠点施設について。

八郎瀉ハイツの跡地利用として、防災・健康拠点施設の関連予算が6月補正予算に計上されております。

このことについて、次の4点についてお伺い致します。

1つ目、先日の資料によりますと、部屋別利用内訳にさまざまなメニューがうたわれておりますが、市民の健康づくりのための施設でありますから、各種教室等参加費や施設使用料はできるだけ無料あるいは減免が望ましいと思います。運営経費の試算で収入が1,388万8,000円となっておりますが、その根拠について具体的に説明をお願い致します。

2つ目、同じく運営経費の試算において人件費が3,055万3,000円となっており、スタッフの中に理学作業療法士2名、健康運動指導士1名、管理栄養士1名が含まれております。これらのスタッフが担当するメニューについて、具体的に説明をお願い致します。そして、そのメニューは毎日あるわけではないと思います。これらのスタッフについて人件費として計上しているので、常勤としての試算だと思いますが、メニューのあるときだけ講師として頼むのが一般的だと思います。市長はどのようにお考えですか、お聞かせください。

3つ目、確認の意味でお伺い致しますが、医療関係の専門的なスタッフが担当するメニューの中に医療法人等で行っているリハビリテーション等も含まれているとしたら、それが地方公共団体の事務の範疇に入るのかどうか、法的な根拠も含めて教えていただければと思います。

4つ目、施設の管理運営については指定管理制度の活用を考えているようですが、指定管理制度は、市が行うことを法人またはその他の団体に委託する制度と認識しております。もし指定管理を受ける団体がなければ、市が直営で行うこととなります。その場合、専門のスタッフを市が雇用することになりますが、実際には可能でしょうか。市長

のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

小林 悟議員の一般質問の1つ目、「今後のまちづくりについて、市長の基本的な方針について」お答え致します。

まず、課題をどのようなことと認識しているか、その根拠も示して、その解決策をというご質問であったと思いますが、何といたっても今回の選挙戦を通じても、それから市長に就任した後、縷々さまざまなことを伺っても、待機児童の解消というものが最大の課題だと考えております。

根拠について申し上げます。教育委員会が県の方に確認したところ、4月1日現在の潟上市の待機児童数は19名。県北の市で同じ19名という市が1市ございます。それ以外に県北の市で3名という市がございます。これが待機児童の県内のすべてでございます。つまり潟上市は、全県一多い待機児童を抱えている市であるということでもあります。この数字からも、喫緊かつ重要な解決すべき課題であると私は認識してございます。その解決のためには、この待機児童の内訳を見ると、保育士さんが不足していて希望する0歳・1歳の子どもたちを中心にして待機児童になっているということでもあります。議員各位おわかりのとおり、法令等で何人の保育士さんで何人の子どもを預かれるかということが基準が決まっております。0歳であれば3人、1歳、それから2歳であれば6人に1人の保育士さんが必要となります。この保育士さんの確保が我々がうまくいっていないということでもあります。非常勤の保育士のいわゆる賃金、時間給、決して近隣と比較して低いものではございません。しかし保育士さんが確保できない。そこには、やはり保育士さん方が正規雇用を望んでいる方が多いということでもあります。しかし、現在市では、直営の保育園・こども園を運営しております。つまり公務員とならねば、この保育士はできないということです、正規であれば。定数の抑制もかかわっております。そういった中で私どもが解決していくには、もともと昭和地区はこども園の統合という話はあったようでございますけれども、さらに天王地区の話もあるが進んでいないという現状もあるようであります。この、私は課題と思う待機児童の解消のほかにも、やはりきちんと義務教育は充実させるべきという考えも持っています。それは、放課後の子どもたちの生活の充実も含めてであります。これは子育て支援にもつながり、いわゆる

人口減少に対しての対策の一つでもあろうかと思えます。そうした中、私はこの今回議会にお願いしている、仮称ではありますが昭和こども園の整備、これを是非お願いしたいと思っております。このことによって、計算上では8名の保育士さんが、子どもの面倒を見れる保育士さんが生じることとなります。先ほど、0歳児3名に1人の保育士さんということで、単純に計算すればです、24名の子どもたちの面倒を見ることができます。現在の鴻上市の待機児童数は19名であります。

さらに、義務教育段階の教育の充実ということで、来年度、昭和地区大豊小学校の大規模改修にあたっておりまして、これから議会の皆様ともお話し合いを進めてまいりたいと思っておりますが、ここに昨日菅原議員からもご質問があったとおり、現在大豊小学校の放課後、いわゆる学童の子どもたちは、学校から離れている場所に、レイクプラザの中にあります。非常に手狭な中で、ホールをもし大人の皆さんが使われると、子どもたちは放課後中その狭い部屋の中に閉じこもっております。外遊びもできません。あそこにはお風呂があって、車が行き交うものですから、子どもたちは外遊びもできないまま自宅に帰らねばならないのです。さらには、1年生の子どもでは、小学校1年生の子どもでは、優に10分はかかる距離です。決して交通量も少ないわけではありません。そういったことで大豊小学校の余裕教室に学童の拠点を整備し、仮に昭和こども園を今の昭和庁舎跡地に整備させていただいて、学童の子どもたちのいわゆる外遊びの場を今の中央保育園の園庭にしていけば、私は昭和地区のいわゆる保育から小学校段階の放課後を含めた教育環境の整備につながると固く信じております。

2点目は、健康寿命の延伸ということですが、課題は何かといいますと、鴻上市民、非常に力ある方、それから楽しく充実した生活をされてはおりますが、生活習慣上課題があったりする方が多々見受けられるのではないかということです。私が今持っているのは、これは県が発行したパンフレットであります。根拠をとということですから根拠を示してまいります。脳血管疾患、全国ワースト2位。糖尿病、全国ワースト2位。心疾患、全国ワースト5位。がんの死亡率、何年連続トップでしょうか。

子どもたちは、教職員も頑張り、全国学力・学習状況調査では常にトップクラスの成績を残している子どもたちがおります。この子どもたちが大人のその生活を見て、果たして夢持てる子どもに育つでしょうか。今十分楽しまれてる方々が多い中でも、さらにこの健康寿命ということ意識して日々の生活を改善していけば、この鴻上市はもっともっと幸せを実感できるまちになると思えます。同じ雪深い長野県が男女ともにトップ

の長寿県になったことを考えれば、我々秋田県、潟上市の人間ができないわけではないと思うのです。そのようなことのためにも、この際、防災・健康拠点施設を八郎潟ハイツ跡地に整備し、この健康寿命の延伸のそういったムーブメントの拠点施設としたいと考えております。

多々課題はあります。その中でも、今、私が選挙活動期間から今日市長に就任してから今日までで一番大きい課題と思われる2つについて、ご紹介させていただきました。

ご質問の2点目、「対話」と「交流」についての具体的な手法についてのお尋ねがありました。「対話」と「交流」は、何度も申し上げているとおり私の市長としての行政運営をしていく上での基本姿勢であります。「対話」と「交流」を活発させることが諸課題の解決につながると固く信じております。昨日ご指摘があったとおり、インターネットやホームページの活用も今後考えねばならないと思っております。しかしそれよりも何よりも、やはり顔と顔を見合わせて話し合っていくということが大事なことだと考えております。その「対話」と「交流」の一番重要な先である議会の皆様、議会の基本条例にもあるとおり、一定の緊張感をもって皆様方との話し合いを進めてまいりたいと思います。私からということであれば、いろいろなことがあるのであれば、議員各位におかれましては同じ政治的理念を共有する会派がございます。その会派の話し合い、合意形成の中に私どもを呼んでいただいて、説明をさせていただく機会を設けていただくこと、あるいはフリーに政策について話し合いをしていくこと、対話をしていくこと、そういったことを私は切に希望しております。いかなる会派であろうと、いかなる方々であろうとも、私は門戸を開き、皆様方との話し合いをしてまいりたいと考えております。さらには市民の皆様。先般議員各位にお願いしたとおり、懇談会等が、市民の皆様との議員との懇談があった際にお呼びいただけないかという依頼を出させていただきました。そういった取り組みを地道につなげていくこと、市民の皆様の声を一つ一つお聞きすること、これ以外に私は諸課題を解決する方法はないと思います。私の「対話」と「交流」の手法について述べさせていただきました。

ご質問の3点目、「チーム潟上」についてであります。

昨日もご質問があったとおり、「チーム潟上」とは潟上市の力を結集したものという意味であります。「対話」と「交流」を繰り返し、潟上市の一体感をさまざまなジャンルの中で作り上げていく。これが「チーム潟上」であります。「対話」と「交流」が深まっていけば、進むべき方向性、目標が共有していけると思います。その方向に向

かって、それぞれの役割分担をしながら、お互いを信頼し合い補い合っていくのが「チーム潟上」の姿であります。ただし、私のこの「チーム潟上」という言葉にあいまいさがある市民の皆様には説明が足りないのだとすれば、先ほど申し上げたとおり「対話」と「交流」を繰り返し、私の考えを真摯にご理解いただくために努力してまいりたいと考えております。

以下の質問につきましては、教育長及び担当部長からまず答弁させます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは、私から2つ目の「旧昭和庁舎の利活用について」お答え致します。

ご質問の1点目の「小学校を離れて、飲食店の近くに「認定こども園」を建設することがベストなのか」につきましてお答えします。

はじめに「小学校を離れて」ということにつきましては、本市の小学校と幼稚園・保育所の隣接環境を見ますと、大豊小学校と昭和中央保育園のように隣接しているのは、出戸小学校と出戸こども園、飯田川小学校と若竹幼児教育センターでございまして、東湖小学校や天王小学校、追分小学校は隣接していない環境にございます。各地区において就学を見通した連携を行い、円滑な接続に向けた教育・保育環境を整備しているところでございます。

次に、「飲食店の近くに」につきましては、まちの要素は住居や事務所、そして商店、飲食店などさまざまなものが構成されております。そこに地域の方々の生活が形成されていくと考えるものであります。旧昭和庁舎周辺は、中学校や図書館、公民館などの文教施設も多数あるほか、近隣には元木山公園やブルーメッセあきた等の豊かな自然環境のもとで子どもたちが体験し得た知識や感性を育むことが、生きていく上で、あるいは成長する上で大変重要なことだと思っておりますし、学びの芽となるものと考えております。

ご質問の2点目、「旧昭和庁舎を「認定こども園」に改築することについて、市長はこの後どのようにして地域の方々に対して説明をされるのでしょうか」についてお答えします。

旧昭和庁舎をこども園として改修することにつきましては、これまで平成27年10月と平成28年1月の2回、地域への説明会を開催しております。この後、地域の方々皆様か

らご要望があれば、またさらに真摯に対応してまいりたいと思っております。

ご質問の3点目、「中央保育園を増改築する方法、別の場所に新築する方法等の検討について」につきまして説明致します。

はじめに、中央保育園を増改築する方法につきましては、現在の園舎は昭和51年の建築で、築後41年が経過しております。既存園舎は鉄筋コンクリート造でありますので、税法にかかわる減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、学校等の建物の耐用年数は47年とされております。あと数年で耐用年数を迎えることと現園舎の老朽化も著しい状態であることから、検討には至らなかったものであります。また、別の場所に新築する方法等の検討につきましても、新たに建設用地を取得する費用が必要となるものであり、検討には至らなかったものでございます。

本市においては、平成26年度以降、毎年のように待機児童が発生しております。ただいま市長からも、この待機児童は県内一だという、最も喫緊重要な課題であるということをおっしゃいました。今年4月1日、そのことで19人ということでございます。本当に解消は、待機児童の解消は喫緊の課題となっていることを申し伝えておきたいと思っております。待機児童対策において可能な限り早期に一定の成果を上げるためには、旧昭和庁舎を活用することが最も有効な手立てであると考えて認識しております。

ご質問の4点目、「人口が減少している昭和地区の活性化のためには、まちづくりのための拠点施設が是非必要なのではないでしょうか」につきましては、小林議員ご指摘のとおり、昭和地区のみならず、本市の人口は年々減少している傾向にあります。本市が平成28年3月に策定した「第2次潟上市総合計画」においても、この課題に取り組むための重点テーマとして「子育てするなら潟上で」を位置づけるものでございます。

「まちづくりは人づくり、人づくりは教育にある」という言葉もございます。この昭和こども園、仮称でございますが、本市の子育て支援の拠点となるものでありますので、まちづくりのシンボルになるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 伊藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（伊藤 巧） 4番小林 悟議員の一般質問の3つ目、「潟上市社会福祉協議会「昭和センター」の本所移転について」お答え致します。

私からは1番から3番までについてお答え致します。

まずはじめに、社会福祉協議会についてご説明致します。

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定された、地域福祉の推進を図ること、これを目的とする団体でございます。加えて同法第61条には事業経営の準則が定められており、国及び地方公共団体は他の社会福祉事業を営営するものに対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わない、こういう規定がございます。また、平成25年4月1日からは、社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人の設立認可や定款変更の認可、それから届け出の受理などの事務が県から市に権限移譲されてございまして、潟上市が所轄庁となっております。いずれに致しましても、社会福祉充実のパートナーであることに対しましては周知の事実でございます。

ご質問の（１）番でございます。「昭和センターの機能はどのようなものがあって、地域住民に対する窓口サービスが遠くなることにどのように対処していくのか、説明がありましたか。あったとすれば、その内容は」についてでございますが、まず昭和センターの機能につきまして、現在、昭和センターには7人の職員が配置されてございます。その内訳は、地域福祉担当職員が2人、ヘルパーさんが3人、シルバー人材担当が1人、ボランティアの担当が1人となっております。ヘルパーさんの3人につきましては、そのうち2人が非常勤でございまして、その用向きがあった場合に出勤すると、そういう形態になってございます。

次に、窓口サービスが遠くなることへの対処につきましては、市として今後窓口をどうするかについて明確に話を伺ったことはございませんが、今後必要に応じ協議してまいりたいと考えてございます。

ご質問の（２）、「社協だよりに記載された「福祉推進の機動力を高めていく」ことについての具体的な説明があったかについて」でございます。先ほども申し上げましたが、市の社会福祉を推進する上で社会福祉協議会はかけがえのない連携機関でございます。法改正によりまして業務量が増加している中、限られた人員で、より効果的に社会福祉を充実・推進していくことが肝要と、当局としては承知してございます。

ご質問の（３）です。「移転するとなれば、潟上市社会福祉協議会に対する潟上市からの補助金についても検討が必要になってくるのではないかについて」でございますが、市では社会福祉協議会補助金交付要綱を定めてございます。交付対象となるものは、協議会運営に要する人件費、それから地域福祉推進事業に要する経費、最後に屋内ゲートボール場すぱ一く天王でございますが、の施設維持管理に要する経費となっていることから、補助金に影響が生じるものではございません。

私からは以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは私から、ご質問の（４）、昭和出張所の移転先と、大きな４番の防災・健康拠点施設についてお答え致します。

ご質問の（４）、昭和出張所の移転先につきましては、同敷地内にある公共施設の活用を検討してまいりましたが、最小限の改修費で現在と変わらないサービスを提供できる場所として、介護予防センターを選択しております。市と致しましては、あくまでも社会福祉協議会昭和センターの窓口体制を堅持したままでの昭和出張所移転を想定しており、事務室の一部を使用し、玄関側に昭和出張所を配置したいと考えております。昭和センターの存続に向けては、今後、社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと思います。

続きまして、４、「防災・健康拠点施設について」にお答え致します。

ご質問の１点目と２点目は関連がありますので、併せてお答え致します。

はじめに、「施設使用料は無料あるいは減免が望ましい」というご質問であります。施設使用料につきましては、施設整備により今後維持管理等の財政負担が新たに発生するものであり、一定の受益者負担は必要であると考えております。使用料金については、周辺類似施設を参考に今後検討を進めてまいりますが、潟上市民が使用する場合には減免措置を講ずることなどを検討する必要があると考えております。

次に、運営経費の試算についてお答え致します。先の全員協議会でお示しした試算は、あくまでも現段階の検討中のものであり、決定したものではないことをご理解いただいているという前提で算出根拠についてご説明致します。

秋田県市町村未来づくり協働プログラム潟上プロジェクト策定時に県と協議を重ねてまいりました各種教室等の回数や参加定員、施設開館日数と貸館可能時間等の具体的要素を仮定し、収入と支出をシミュレーションしたものであります。また、人件費の試算であります。健康拠点施設として本施設の目指す方向としては、これまでの公民館等で実施している講師をお願いして実施する教室ではなく、トレーニングルーム利用者などの一般利用者にも専門的知識や技能に裏打ちされたサービスを提供することで、健康寿命の延伸を目指すものであり、これを具体化できる人員配置で試算しております。

ご質問の３点目、医療法人が行うリハビリ等が地方公共団体で行う事務の範疇に入るか、法的な根拠についてお答え致します。

3月議会の29年度主要施策の中でもご報告しておりますが、これまで介護予防給付として提供されておりました全国一律の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」が、29年4月1日から市町村の実情に応じて多様なサービスを提供することが可能となる「介護予防・日常生活支援総合事業」としてスタートしております。これは、27年度の介護保険制度の改正により、介護認定が「要支援1・2」と認定された方並びに65歳以上で「サービス事業対象者」として判定された方を対象とするもので、これにより、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進、それと重度化予防の推進につながるものと期待しております。

厚生労働省では、この地域支援事業の中の地域リハビリテーション活動支援事業として地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するとしております。

健康寿命の延伸を図ることで医療費を抑制できるものであり、既に市の地域包括支援センターでも介護予防教室等を実施していることから、当然市町村の事務の範疇に入ると考えているところでございます。

ご質問の4点目、「指定管理を受ける団体がいない場合の対応について」お答え致します。

まず想定されますのは、小林議員のご指摘のとおり、市が直接必要な人材を雇用し運営管理を行うことであります。必要な人材が確保できない場合は、施設管理などの事務的な部分を市が直営で行い、ほかの教室・講座等やトレーニングルームでの指導は業務委託を行うなどといった対応が考えられます。ただし、そのような場合には人材の確保やコストの面でも負担が大きいと考えており、民間のノウハウを活用できる指定管理者による事業実施を目指すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 4番再質問ありますか。4番小林議員。

○4番（小林 悟） ありがとうございます。

まず1つ目ですけれども、今後のまちづくり、市長の基本的方針、これは私で4人目になります。同僚議員も3人質問しておりました。そして、市長が課題として挙げられました待機児童解消と、それから健康寿命延伸については、私の2番目の質問に合致しておりますので、2番目のときにまた詳しく質問させていただきます。

そして、市長の「対話」と「交流」、このことにつきましては、私も市長から議員の懇談会をという話で手紙がまいりまして、うちの自治会ですか、自治会、私の町内で、うちの方で早速町内会長に話しし、すぐ説明会といいますか懇談会を開催したところ、市長も10日、6月10日ですか来てもらいまして、急だったものですからそれだけの人しか集まりませんでしたけれども、市長との話し合いができました。これは大変有意義なことだと思っておりますけれども、このことが、最初だったからということでありませけれども、この後はどのように進めていくのか、市長からもう一度この、今回初めてやったことなんですけれども、この後の懇談会のやり方、そういうのを説明してもらえればありがたいです。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 小林議員の再質問にお答えします。

先日皆様に、先ほど議員各位にお願いした依頼文の後、早速小林議員の方からそういったものの開催を希望する旨がありまして、懇談をさせていただいたところです。私自身大変勉強になりましたし、特に昭和大久保地域の方々のお気持ちということも十分理解することができた機会として、とても有意義であったと思っております。このような会は、どのような議員さんからご提案いただいても私の日程等可能な限り懇談に赴くということ、それはそういった文書で差し上げているところであります。

さらに、この例えば昭和庁舎の問題、今上程してどのようになるかは最終的にはわからないわけですが、仮にですね、こういったものが建設の方に向いていくということになったとしても、それがもしそれでもやはり市長から直接、どうしてそうしたのかというようなお声があったならば、どうぞこちらの方にお教えいただいて、我々としてはできるだけ我々の真意が伝わるような場でお話をしたいと思っております。実際にその後どのような、もし組織としてどういう対応をとるかについては、現在検討中ではございますけれども、私の気持ちとしては、そういう場があれば出向いて真摯にお話をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 4番小林議員。

○4番（小林 悟） ありがとうございます。確かに今回、急きょその説明、懇談会を開きましたけれども、まだ、納得した方もおれば、まだ納得しない方もおりました。これは当たり前のことではございますけれども、このことは今回1回限りで終わりではなく、こ

の後も継続して、今言ったとおりに続けてもらいたいと思いますし、やはり市長の政治生命であります「対話」と「交流」、これは是非ともお願いしたいと思っています。

それでは、2番目の昭和庁舎の利活用についてであります。

このことは、私もこの1つ目と2つ目は良しとしても、2つ目ですか、この2つ目について、やはり一番問題になってるのは行政の説明が2億4,000万円から7億円近くまで変わったということ。これが実は、議会として結果的には間違っただ数字に我々が判断をしたと、こういうことになったとすればこれは大変なことありますし、やはり我々も市民に対して説明する立場でして、間違っただ反応をしたということなら大変なことあります。そういうことで、市民にとっても行政に対する不信を感じてますし、我々議会に対してもチェック機能がちゃんと働いているのかどうかということも言われました。そういうことからして、やはり2億4,000万円から7億円弱に変わったその経緯などもしっかり説明しながら我々に対応してもらわないと、これはすぐには納得できるようなものではないかと思えますけれども、その辺についても一度説明があればお願いしたいと思えます。

○議長（藤原幸雄） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 2億4,000万円から高額な額が出てきたということに対して非常に疑問に思うということであろうかと思いますが、昨日も佐々木議員にお伝えしております、当初利活用計画案のあくまで概算の段階で計画案を2億4,000万円ということを出しております。その後、これらをもとにしながら受注発注の設計屋さんっていうんですか、実施設計に入っていく段階の間に、いろいろと議会の皆さん、あるいは市民の皆さん、そういうお話をしながら保護者の方々にも内容について何かいろんなご要望とかございませぬかということもお聞きしながら進んで、実施設計までこぎ着いてきたと。それが出てきた数字が、この間の説明の数字になっております。その関係で大きく数字が、何ていうんですか、行政として高すぎるからこうだとかいろいろ見方によってはそうなんです、数字そのものが一人歩きしていくという部分があったのかなということ、ちょっと言い過ぎかもしれないんですが、私どもしっかりと数字を伝えていこうというものと数字そのものの捉え方のところでギャップがあったのかなという感じを受けております。その意味では説明不足ということにつながったのかなということも思っています。それを乗り越えて今、じゃあこの先どうやるかといっても、私は立ち止まるというところにまだ考えるとかということも持ってませぬし、あくまで庁舎のこども園と

して金額そのものも大枚かと思えますけれども、あの大きな建物ですから子どもの安全・安心を考えると、どうしても費用等がかかるということもご認識していただければ幸いですし、建物はやはり2,000㎡の方向の中で設計等も組まれております。そういう意味で1,500から2,000という大きな平米も、また500ぐらいオーバーランしている部分があります。それを目一杯建物を庁舎をこども園として使いたいということと、将来は拠点にしたいということを含めて、このような概算設計が出ているということで今回しっかりとした予算を計上してあるということをお伝えして、説明にかえさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 4番小林議員。

○4番（小林 悟） 私が今話したことというのは、議会に対する不信が住民に広がっていると、行政に対する不信が広がっているということでもありますので、2億4,000万円から7億円弱に変わったときは、もっと前にそれを話すべきであって、2月8日の全員協議会で初めて出てきたものであります。これを誰がそうしたのか。そして我々は何でその中身をしっかり前もって知らせられないのか。我々議会も不信を感じております。そして議会も、一般住民に対して、議会は何やってるのか、そう言われる話が聞こえてまいります。それに我々は真摯に応えなきゃなりません。そのためにはやはり情報の提供が大事だと思いますので、その辺のことをしっかり話してもらわなければならないと思いますので、今回のようなことは二度とあってはならないと思いますので、その辺を踏まえたご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 小林議員の今の再質問、再々になるんでしょうか、お答え致します。

今教育長からもあったとおり、その経過については、その金額の出し方については、私はまだ当時その市長の任にはあたってございませんでしたけれども、私も一市民の目から見たときに、やはりそこは少し大きい開きがありすぎではないかというような印象も受けました。実際に私が市長に就任して見たときに、これはやはりもうこのいわゆる金額の開きというのは、なかなかこれは議員の皆様も住民の方々に、市民の方々に説明しづらいだろうというようなことは思いましたが、言ってみればです、一つはこれはすべてではありませんが、あの設備の充実、例えば2階フロアの問題であったり、床暖房の問題であったりというようなことで、いわゆる保育施設、こども園としての施設をも

うある意味、今入る、できる限りのものを尽くしてやったという結果として、実際に詳しく出してみるとあのぐらいの金額になってしまったということでもあります。これは私はそのまだ任にあたっておりませんが、それがわかった段階で、やはり議員の皆様方にはお知らせすべきであったろうし、これは結果論です、結果論です。あったろうし、今後、私が市長になった限りにおいては、そのようなことが、議員の皆様方が市民の方々に責められるような立場に置かれるようなことのないような説明を当局としてはしていかななくてはならない。ですから「対話」と「交流」が必要で、もし必要であれば会派の皆さんに、もしそういった説明をさせていただく機会であるとか議員の懇談会等にお呼びいただければ、それはまいりますということでもあります。

ですから、今回についてはそういったことではありますが、何度も申し上げたとおり今私が思っているのは、その喫緊の課題である待機児童の解消と、それから昭和地区の保育、それから幼児教育、そして小学校段階の放課後も含めた教育環境の充実ということ、どうしてもどうしても早くやりたい。その年度の区切りがあったりするわけですから、子どもたちにとっては保育園1年延ばすといってもその子たちはもう卒園してしまうかもしれない。小学校を卒業してしまうかもしれない。ですから私は、そういった思いをさせてはならないということで、私自身はそういう考えのもとに今回皆様方に上程をさせていただいたということでございます。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます、終わらせていただきます。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 4番小林議員。

○4番（小林 悟） その急激な上がり方についてはまだ納得できませんけれども、次の質問に入りたいと思います。

3つ目につきましては、これは中央保育園はやらないと。それから別の場所も探していないということですので、4つ目の質問に入ります。

というのはこれ、やはり昭和こども園、仮称ですけども、ここだけが今問題にされてるんですけども、6月10日の市長との懇談会の中で質問される方がおまして、そのこども園だけの話ではなく昭和地区全体のビジョンを示してもらいたいと、このように話したことがありました。この中身について市長も適時答えておりましたけれども、もう一度その辺の中身についてお示しいただければありがたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） お答え致します。

先般の小林 悟議員が主催のその懇談会の席でそのようなご指摘をいただいたことは事実ですし、私もそのとおりだと思ってございます。そのとおりそのときに答えたのは、今すぐに昭和地区のすべてのビジョンを示せと言われてもそれはできませんがという前提で、ただし十分そこは踏まえて、このこども園を建てた後にどのようにしていくかということも時間をいただいて検討したいということをお答えしたと思います。要は、社会福祉協議会との協議はこれから協議をして、市当局としてはあそこに受付機能は最低限残して、その隣にいわゆる今と同じ機能の昭和出張所の機能を残していくと。数メートルは離れるわけですけれども、ほぼご迷惑をかけることはないという状況。そして必要であれば、その周辺の整備についても、これはまた議会の皆様方とのお話し合いの上で、昭和地区の方々がそこを整備してよかったと思うような整備の仕方をしてまいりたいと思ってございますので、どうぞご理解いただければと思ってございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 4番小林議員。

○4番（小林 悟） あと時間もありませんので、私から一言話して終わりたいと思います。

私の読んでる本の中でドイツのマックス・ヴェーバーという方の著書がありまして、そこは「職業としての政治」という本の中で、「政治とは情熱と判断力の2つを駆使しながら堅い板に力を込めてじわっじわっと穴をくり抜いていく作業である」と、こういうふうに書いております。市長におかれましては、情熱を持って、市民、そして議会にしっかり説明してもらいたいということをお願いを申し添えて質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって4番小林 悟議員の質問を終わります。

暫時休憩をして、11時15分まで休憩しますので。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番鈴木壮二議員の発言を許します。13番鈴木議員。

○13番（鈴木壮二） おはようございます。宜しく申し上げます。

まずはじめに、一般質問書ちょっと訂正なんですけども、定数削減の中段、「「厳し

さを増す財政状況」を鑑み」ではなく、「に鑑み」ですね、すみません、宜しくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、一般質問通告書に従い、2点ほど質問させていただきます。

1点目、潟上市議会議員の定数削減についてでございます。

まずはじめに、藤原市長のご当選を心よりお慶び申し上げます。潟上市2代目市長として、存分に力を発揮していただきたいと思っております。かく言う私も、このたびの補選でお選びいただきましたが、私も一議員として一生懸命務めてまいりたいと思えます。宜しくお願いします。また、一般質問の場を与えていただき、ありがとうございます。

さて、現在の議会は、さまざまな慣例、慣習、制度により硬直化してきていると言われております。それらを改めるために、議会改革、活性化への取り組みが全国的に行われております。地方分権、今の時代における議員定数の適正規模について、「減少を続ける市内人口」、「厳しさを増す財政状況」に鑑み、潟上市議会議員の定数削減を提案させていただくものです。

ポピュリズム（大衆迎合主義）に迎合し、「議員定数は少なければ少ないほどよい。議員報酬は低ければ低いほどよい」などというつもりはありません。しかしながら、公共施設の統廃合など市民に痛みを強いる改革が始まる中、議員も自ら範を示す必要がありますし、議員としてのあるべき姿だと思えます。これに対し当局はどのようなご所見をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

2つ目、また、人口減少による自主財源の減少、事実、市税等の構成比は上がっております。将来的に財源が厳しくなることが予想される中、その対応策が必要不可欠だと思います。当局はこれに対しどのようなご所見をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

3つ目、近隣の男鹿市は18人、そして湯沢市に至っては定数22人から18人に削減致しました。類似自治体と比較しても2議席減の18が適正かと思われませんが、これに対しどのようなご所見をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

2つ目、観光産業の推進について。

観光産業の振興による地方活性化は、地方創生の一つとして期待が寄せられております。私自身、地域振興や地域活性化の一助になればと思い、活動はしております。

まず1つ目ですが、藤原市長も農林漁業の10次産業化（パイロット）事業の実施、観

光資源のネットワーク化の促進等々掲げておられますが、どのように推進していくのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

2つ目、他市町村と連携してのICTの活用や公共ビッグデータの活用等はあるのでしょうか。ご所見をお伺いしたいと思います。

それで、今現在まだ6次産業化に手をかけたばかりということで少々フライング気味かとは思いましたが、昨日の市長の所信表明演説の中に大分方針、方向性が書かれておりましたので、簡潔にでよろしいので宜しくお願いします。

宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 鈴木壮二議員の一般質問の1つ目、「潟上市議会議員の定数削減について」お答え致します。

議員定数については、定例会初日に議会改革推進会議佐々木委員長から報告がありましたように、現在、潟上市議会として協議を進められている状況にありますので、私としてはその動きを静観したいと考えております。

協議にあたっては、ご案内のとおり潟上市議会基本条例第19条の考え方に従って協議していただけるものと考えております。19条には、議員定数の条例を改正する場合は、行政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び議会の機能を十分に考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を活用し、明確な改正理由を付して提案します。2項には、議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討しますとあります。これに従い協議していただけるものと考えてございます。

次の質問については、産業建設部長から答弁させます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 13番鈴木壮二議員の一般質問の2つ目、「観光産業の推進について」お答え致します。

潟上市では近年、地元産の農林水産物を生産し、それを加工・販売しようとする、いわゆる6次産業化の動きが見られるようになってきています。一方、全国的には、この6次産業に観光目線の戦略を加えた10次産業化を目指す動きが広がりつつあります。

本市においては、前段階としまして、まだまだ脆弱と言われる6次産業の基盤・環境

を強固なものにしたいと考えます。この一環として地場産品のブランド化を目指す動きもあり、これらに対する支援策を通じて将来的に10次産業化の可能性もあることを見据えながら、まずは足元の環境構築に努めてまいります。

一方、本市の観光は秋田市や男鹿市への通過型観光となる傾向があるため、周辺市町村との連携を図り、観光情報の発信や観光イベント等の実施を通じ、広域観光ルートの構築を含めた観光資源のネットワーク化に努めております。

他市町村との連携によるICT、公共ビッグデータの活用に関しましては、現在のところ本市における具体的な活用はありません。観光庁において、各分野のICT、公共ビッグデータの活用による訪日外国人旅行者受入事業などの観光政策を推進していますので、本市の環境に適合する政策が示された場合には検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 13番再質問ありますか。13番鈴木議員。

○13番（鈴木壮二） ありがとうございます。潟上市議会基本条例19条にありますとおり、人口、面積、財政力、類似団体の状況などと比較し、明確な理由を付して提案することとあります。人口段階別で見た場合ですが、5万人未満の議員定数は17.9人となっております。また、面積で申し上げた場合、平均面積が297.09km²となっております。潟上市の約3倍でございます。このような状況について、市長はどのようにお考えかと思えます。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 鈴木議員の再質問にお答え致します。

今ありました人口、面積の数値等々ありましたが、この2項にありますとおり、人口、面積、財政力及び市の事業課題を総合的に考慮して、議員各位におかれてご協議されるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 13番、2番の観光産業の推進について。

○13番（鈴木壮二） 議員定数削減についてありがとうございます。

2番目の観光産業の推進についてですが、再質問はございません。ありがとうございます。

○議長（藤原幸雄） これをもって13番鈴木壮二議員の質問を終わります。

8番藤原典男議員の発言を許します。8番藤原議員。

○ 8 番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。朝早くから傍聴に駆けつけた市民の皆さん、本当にご苦勞様でございます。そしてまた、6月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦勞様でございます。

はじめに、藤原新市長におかれましては、真冬の厳しい選挙でございましたけれども、乗り越えての厳しい選挙でございましたけれども、ご苦勞様でございました。市民目線で、市民の幸せのためにご奮闘されることをお願い致したいと思います。

それでは、通告に従いまして、私は3点について伺いたいと思います。1点は、本市の課題と国・県への要望事項について。2つ目は、自殺予防対策について。3つ目は、後期高齢者医療制度と人間ドックについて伺いたいと思いますので、宜しくお願い致します。

その前に、5の4ページ、自殺予防対策についてのところの9行目の一番右側のところですが、「28年度」の「度」を消してください。外します。「28年」ということです。9行目です。

それでは、本市の課題と国・県への要望事項ということで、1点目伺いたいと思います。

平成18年に策定した第1次潟上市総合発展計画に基づき、市民を主役とした「潟上市民であることを誇れるまちづくり」も第2次潟上市総合計画へと移行しております。本市の財政状況を踏まえ、今後10年間、市民が生き生きと輝く各種の政策課題の遂行は、市民の幸せにつながると思います。

第2代目の市長も決まりました。新市長である藤原一成氏の今後の行政手腕に期待をしますが、選挙公約の中で「チーム潟上」市民総参加、「対話」と「交流」を主張しておりました。教育「育てる力」では、地域とともにある学校づくり、体験・交流型の学習の実施、かたがみ大交流大会の実施。福祉「生きぬく力」では、待機児童対策と幼児教育の充実、高齢者のための政策会議、生涯現役・健康長生き作戦の展開。産業「進化する力」では、農林漁業の10次産業化試行、企業間連携による起業応援プロジェクト、観光資源のネットワーク化。環境では「守りぬく力」として、八郎湖の環境保全対策の推進、防災体制、雨水排水整備の推進、潟上市景観条例の検討などを政策として掲げられておりましたが、今までの国・県に対しての引き続きの懸案要望事項と、本市で取り組めば自力でできること、国や県との連携が必要なものなどの事項は何なのか伺いたいと思います。

また、第2次潟上市総合計画の中では、基本目標として、①自然と共生する環境保全都市では、自然環境の保全と循環型社会の形成。2つ目は、安全に過ごせる安心居住都市では、消防・防災の充実、交通安全・防犯対策、消費者対策。3つ目、便利に住まえる快適空間都市では、道路・交通網の充実、都市環境の整備、上下水道の整備など。4つ目は、健やかに暮らす健康福祉都市では、健康づくりの推進、地域福祉の充実、高齢者福祉・障害者福祉の充実、社会保障の充実。5つ目は、活力にあふれる田園拠点都市では、農林水産業、商工業の振興、観光の振興、定住・移住の推進。6つ目は、次代の人が育つ生涯学習都市では、子ども・子育て支援、学校教育や生涯学習、スポーツ・芸術活動の推進など。7つ目は、みんなでつくる参画協働都市など、大きな目標を掲げ、その具体化として各種政策を定めておりますが、新市長としては、以上の事柄への基本的考え方やそれぞれの目標に対する具体的な政策案をお持ちであれば、そのことについて伺いたいと思います。このほかに本市の大きな目標として付け加える事柄があるのか、このことについても伺いたいと思います。

次に、自殺予防対策について伺います。

人間が生きる目標を持ち、それに向かい生き生きと頑張る姿は美しいものです。しかし、病気になり、必死に生き抜こうとしてもかなわぬときがあります。一人が亡くなることの重みは、家族や友人にとって大きいものと思います。今、経済的にも不安定な生活を強いられている中で、少ない年金で頑張っている方もおりますが、決して経済的不安だけでなく、さまざまな悩みを抱えて生きているのが人間だと思います。自殺の原因は、経済的生活問題、勤務、学校での悩み、健康問題、家庭の問題などさまざまな要因が連鎖して生きる希望を失い、死を選ぶ方が絶えません。

厚生労働省自殺対策推進室及び警察庁生活安全企画課のホームページでは、平成28年の全国の自殺者は2万1,897人で、対前年度比で2,128人(8.9%)の減少ということですので。平成10年来14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、22年ぶりに2万2,000人を下回ったとあります。日本は20歳未満が少ないが、どの年代でもほぼ同じような比率であり、欧米との違いだそうです。しかも日本は、若者の自殺者が多いというのも特徴と言われております。自殺者の年齢構成比は、50歳代が23.6%、60歳代が19.8%、70歳代が21.4%、80歳代が21.6%となっております。

秋田県は他県と比べて、人口10万人当たりの自殺者が非常に高い割合です。低い県では、神奈川県が13.3%、大阪府が14%、鳥取県が14.3%となっております。秋田県の自

自殺予防対策推進会議の本年度初会合が5月15日に開催され、今後の対策、取り組みの記事が新聞報道されておりました。2000年度に掲げた目標は、2012年度までに330人以下にするという目標が達成されたこと、今度は2020年度まで200人以下に目標を設定し取り組むことなどが掲載されておりました。昨年の秋田県の自殺者は263人です。減少してきてはおりますが、減少の幅が小さくなってきているようです。

本市で自殺予防の対策として、平成20年度に民間組織の潟上市自殺予防推進連絡会（ハッピーネット）設立、対面式弁護士相談、平成21年度は心の健康便り発行、平成23年度は心の健康づくり地区学習会の開催、平成26年度はこころの体温計、平成27年度は企業の出前講座の開催など取り組みをしてきておりますが、本市での自殺者数は減少してきているとはいうものの、完全にはまだゼロとはなっておらない状況と思います。本市での今後の取り組みも大事です。市民が一体となり、見回り活動や相談活動など、市民が主体になり予防対策を進めていくことも重要だと思います。本市での取り組みの状況、今後の対策、自殺者を本市からゼロにするという決意などもお伺い致します。

3つ目、後期高齢者医療制度と人間ドックについて伺いたいと思います。

後期高齢者医療制度は、ご承知のように75歳以上の方、一定の障害がある65歳から74歳の方が対象となり、75歳以下の方であれば身体障害者手帳1から3級、4級の一部の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1から2の方、障害年金受給者で年金証書が1から2級の方が対象となります。高齢になると何かしらの病気になり、毎日薬を服用したり、定期的に医療機関に通院となりますが、その一方で、毎年の健康診断でも異常なく、薬に頼らず、楽しく仲間と趣味などをして人生を謳歌している方もたくさんいると思います。その中で、国保から後期高齢者医療制度に移行した方からは、国保のときは人間ドックを受診した際に補助をいただき、安い料金で受けることができたのに、今度はドック受診の際は補助がないのかという声も聞かれます。後期高齢者医療制度を進める取りまとめは、秋田県後期高齢者医療広域連合です。全県の各市町村では人間ドックへの補助を実施している自治体もあり、経費は自治体なのか秋田県後期高齢者医療広域連合なのかは定かではありませんが、他の市町村が実施しているならば本市でもできるはずだと思います。平成29年度から、職場の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減特例の見直し、高額療養費の自己負担限度額の見直し、療養病床に入院する場合の居住費の見直しなどあり、該当者の方は負担が大きくなります。だからこそ健康寿命を延ばし、医療費の負担を抑えるためにも、健康に対する取り組みは大事だと

思います。人間ドックを受診したために見つかる隠れた病気も早期に発見し、治療にあたることもできます。本市でも後期高齢者医療制度での希望する方への人間ドック受診への補助を実施すべきだと思いますが、財源も含め、実施されている市町村の取り組みの状況なども伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回目の質問を終わります。ご答弁宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 藤原典男議員の一般質問の1つ目、「本市の課題と国・県への要望事項について」お答え致します。

地方分権一括法の施行をはじめとする地方分権の流れの中、地方自治体には自己決定・自己責任の原則のもと、その自主性や主体性が強く求められるようになり、自らで自治のあり方を見定め、市政運営の具体的方向づけをしていくことが必要となってきました。実行にあたっては本市が主体となって取り組んでいくものでありますが、国・県の支援を受けたり、自治体が広域的に連携して取り組んでいかなければならない解決できない課題も多数ございます。現在、本市が市長会を通じて国へ要望している事項としましては、「地方財政基盤の充実強化」があります。これは、地方税・地方交付税の必要な総額を確保するとともに、権限移譲と併せて財源の移譲も確実に実施することなどを要望しております。このほかに、県への要望として、豊川護岸堤防の嵩上げ及び浚渫、豊川堤防の雑木撤去、八郎湖で発生したアオコの住宅地への遡上・腐敗・悪臭対策、さらに八郎湖岸の草刈り・雑木の刈り払いなどについて提出しております。これらにつきましては、引き続き要望し、連携して課題解決に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

続いて、第2次潟上市総合計画に対する私の考え方であります。

本市のまちづくりにおける最上位に位置する計画「第2次潟上市総合計画」は、昨年度スタートし、本年度は計画の2年目に当たります。今、藤原議員が述べられた7つの目標は、すべての潟上市の課題や目指すべき方向性を網羅しており、これに特につけ加えるものはございません。

基本目標として、例えば「自然と共生する」とありますのは、私が所信で述べた八郎湖の水質保全活動の推進、例えば「健やかに暮らす健康福祉都市」では、健康づくりの推進、健康寿命の延伸、そして「活力あふれる田園拠点都市」では、農林水産業、商工業の振興、観光の振興、これについては、農林水産業の10次産業化や観光ネットワーク

化、観光資源のネットワーク化がそれにあたります。また、「次代の人が育つ生涯学習都市」では、子ども・子育て支援、待機児童対策、あるいは学校教育、生涯学習スポーツ、芸術活動の充実・強化など、すべてにわたってこれは網羅されており、ただし、その中の重点的な課題を何にし、緊急に解決すべきものは何かという判断は、議会の皆様方とその事項において協議し、決めていきたいと考えてございます。

この総合計画、10年間の基本構想に相当する「長期ビジョン」以外に、5年間の「基本計画」も市議会の議決事項となっております。つまり総合計画は、市民と市議会と行政の共通の約束事であり、この本計画は昨年4月にスタートしたばかり、いわば緒に就いたばかりでありますので、私に課せられた責務は本計画に基づく諸施策の推進であると強く認識し、今後の市政運営を行っていく考えであります。

質問項目の2と3については、市民福祉部長から答弁させます。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原典男議員の一般質問の2つ目、「自殺予防対策について」お答えを致します。

本市で自殺により亡くなった方の5年ごとの推移ですが、合併した平成17年は17人、平成22年は10人、平成27年が9人と減少傾向にあります。この要因は、行政や市自殺予防推進連絡協議会、また民間組織などによる自殺予防の取り組みの成果であると考えております。市では、自殺予防の対策として、平成28年度は「こころの健康づくり講演会」や「メンタルヘルスサポーター養成講座」などを実施し、「心の健康づくり」と地域の「見守り活動や相談活動」を推進しております。妊娠・出産・育児にあたる子育て世代への心の健康づくり対策としては、保健師が相談事業や家庭訪問事業等で「産後うつ」の早期発見や「育児の悩み」について支援を行っており、育児の孤立化を防ぐため、今後も関係機関と連携をし切れ目のない支援に努めてまいります。

県では今年度、「自殺対策計画」の策定と「地域自殺対策支援センター」を新設することから、それらを踏まえ、本市においても平成30年度に「潟上市自殺対策計画」を策定し、若年者への自殺対策などを組み入れ、自殺者ゼロを目指した取り組みを推進してまいります。

次に、ご質問の3つ目、「後期高齢者医療制度と人間ドックについて」お答えを致します。

後期高齢者に対する人間ドックの助成事業については、県内では6市3町1村の合計

10の自治体が行ってございます。補助額については、それぞれの市町村で補助要綱を策定し実施しており、いずれも国民健康保険事業で実施している人間ドックの補助額と同額でございます。

秋田県後期高齢者医療広域連合からの情報では、平成28年度、県内後期高齢者の人間ドック受診状況は、10市町村の合計で保険加入者が6万236人に対し、人間ドックの受診者は528人で、受診率は約1%とのことでした。受診率が低い理由については、後期高齢者の方々の大半が定期的に通院していると、また、主治医の指示により必要箇所の検査を行っていることによるものと考えてございます。以前、国民健康保険事業においては、ドックの受診人数の拡大をお願いしたことがございます。その際には、受け入れ側の病院から、受診人数に限りがあるとのことでもございまして、拡大は難しいとのことでもございました。市で行っている特定健診の受診を進めているところでございます。後期高齢者医療制度の人間ドックについては、課題であります医療機関の受け入れなど関係機関とよく協議し、個人的に受診された方の助成については検討をしてみたいと考えてございます。

以上です。

- 議長（藤原幸雄） 8番再質問ありますか。8番藤原議員。
- 8番（藤原典男） まず、本市の課題と国・県への要望事項についてなんですが、平成26年の6月議会で私、この同じ問題を取り上げて、国・県に対する要望は何かというふうなことでお聞きしております。そのときは37項目にわたって、地方財政基盤とか、それから少子高齢化の問題、それから道路整備の問題とか、国保・介護にかかわることとか、消防力のこととかというふうなことで要望事項を出しますというふうなことで、これは市長会で何かまとめたみたいなんですけれどもね。先ほど答弁ありましたけれども、その内容から見れば、まだちょっと出揃っていないんじゃないかなというふうなこと私思うんですが、市長会でのまとめというのはもう終わったんですか。そこら辺、まず第一に聞きたいと思います。
- 議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。
- 総務部長（栗山隆昌） 藤原議員のご質問にお答え致します。

まず市長会の国への要望事項をまとめる際には、その前に副市長会というものがございます。ですから現在、今、今年については、副市長会の開催のための要望事項の収集を今されてるところです。それを経まして、その後に市長会が行われまして、最終的に

市長会から要望という形でまとまって出ていくということで、今お示ししましたのは今年の春に市長会から国に出た分の潟上市にかかわる分ということで、市長から説明があったものでございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 最初に答弁ありました地方財政基盤の確立というふうなことで、これはずっと毎年やっておりますけれども、是非この点については、地方交付金が足りなくなっている状況なので是非頑張ってください、そういうふうに思います。

それで、第2次総合計画の中では、自然と共生する環境保全都市というふうなことでうたっております、これに対しての市長の懸案事項でもありますけれども、八郎湖の水質保全の問題が出ております。これは本市だけの問題ではなくて、近隣市町村、井川、五城目、八郎潟、三種町、若美、男鹿も関係ありますけれども、やはりこの中で私は本市が、潟上市が主導権をとってまとめていって、それで県に要望する、また国に要望するというふうなスタンスが必要だと思うんですよ。そういうふうなことも踏まえながら、これに対するどう取り組んでいくかっていうふうなことも含めてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の再質問にお答えします。

八郎湖の水質の問題につきましては、ご案内のとおり、これは大潟村の干拓にさかのぼる国の事業ということでございます。それが今現在そのような水質になっており、近隣の住民ないしは農家の方にさまざまなご迷惑をおかけしていることがあるということでございます。我が市がリーダーシップをとってということですが、私もそういうことについてはやぶさかではございませんが、今現在、この問題について私なりに研究を深め、いろいろなお話を聞いてるところでございます。リーダーシップというのはどのような形がリーダーシップというものなのかということも含めて、ただし私が申し述べてるとおり、私の行政運営の基本姿勢は「対話」と「交流」であります。これこそ、国や県、ないしは近隣市町村と「対話」や「交流」を深めて、お互いが同じ方向を向いて国等に要望していかない限り、なかなか解決できない課題ではないかと思っております。そういった点を踏まえて、今後もこの点について検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 前回、平成26年のときにはいろんな要望事項の中で、今の回答についてはまず了解致しました。それで平成26年の要望事項については、道路整備についての要望事項というふうなことも大きな問題として挙がってございましたけれども、便利に住まえる快適空間都市では、道路、交通網の充実、都市環境の整備というふうな中での道路整備について、毎年、雪が解けた後にはかなり道路整備やってるんです、かなりのお金かかっていると思うんですけれども、このことについては国・県に対する要望事項というのはこれから挙げていくつもりなのかどうか、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 8番藤原典男議員の再質問にお答えします。

道路事業について国への要望はあるかどうかという点だと思いますが、市長会としては、道路関係については毎年挙がってるようなんですけれども、潟上市としての雪解け後の対応としましては、国道が国に要望する事項となると思いますので、そこら辺は修理すべきもの、また歩道整備などは今後もあると思いますので、引き続き要望したいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） わかりました。それから、4番目、健やかに暮らす健康福祉都市では、健康づくりの推進とか福祉の充実とかいろいろありますが、介護保険でも国保でも高い料金になっておりますけれども、今度県ではあれでしょ、全県一本の国保というふうなこともありますので、そこら辺については県の方に、こういうふうな要望だよというふうなことではまとめてあるのかないか、そこら辺、健康福祉、まとめてなければそれでもいいんですけれども、そこら辺はどのようなお考えなのか宜しくお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原議員のご質問にお答えします。

国民健康保険事業の広域化ということにつきましては、平成30年度ということで、ただいまシステムの改修等行っているところでございます。まだ詳しいことについては具体的にご質問は出てございません。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 次に移ります。5つ目、活力にあふれる田園拠点都市では、農林水産業とか商工業の発展とかというふうなことで市長からも答弁ありましたけれども、米をめぐる状況というのは、やはりわかるとおり補助金がなくなっていくとか、農家の方が大変だと思うんですが、そこら辺、潟上市としては、国・県に対する特に農業問題についてはどのようなご要望を挙げていくのかというふうな、もうちょっと具体的をお願いしたいんですけれども、今のところなければいけないでもよいですが、宜しく願います。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 8番藤原議員の再質問にお答えします。

農林漁業についての国への要望事項があるかということではありますが、今のところまだ検討段階で、まだ具体的なものはありません。

以上です。

○議長（藤原幸雄） この際、お諮りをします。間もなく正午でございます。8番の質問をこのまま続行することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしの声がございますので、続行させていただきます。

8番藤原議員。

○8番（藤原典男） いずれ農家をめぐる状況というのは、大変米が安くなって農家の生活も大変だというふうなこともあるし、補助金もなくなっていくというふうなこともあるので、これは早急に農家の方の意見も取り入れながら、本市としても国・県に対する要望事項、早急にまとめて頑張っていたきたいな。これは市長会においてもそういうふうな主張をしていただきたいなと思いますので、これについてはまず終わります。

次に、自殺予防対策についてですけれども、縷々説明されまして、随分亡くなられる方が少なくなってきたというふうなこと、わかりました。しかし、やはり一人といえども大切な命ですから、早期にやはりゼロにしていくっていう目標がやはり私は掲げるべきだと思うんですよ。この中で、一般質問の中でも書いておりますが、自殺者を本市からゼロにする決意などお伺い致しますというふうなことも書いておりますので、このところは市長の方からお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の自殺予防についての再質問についてお答え致します。

先ほど担当部長の方から答弁があったとおり、自殺者ゼロを目指した取り組みを推進してまいりますということであります。これが当局としての決意であります。実際にその自殺というのは、やはり我々の同じ市民の仲間が自らそういったことを選んでいくということとはとても悲しい現状にありますので、先ほど部長が答弁申し上げたとおりゼロを目指して推進してまいります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） ただいま市長の決意述べていただきましたけれども、それはわかりました。それで広報の5月号に、こころの健康ガイドづくりということで取り組み、自殺予防と心の健康づくりのための市民と行政が一体となって活動するメンタルヘルスサポート募集というふうなことが、こう5月号に書かれておりますけれども、先ほども説明されましたが、今時点での取り組みの状況とか課題・問題点は何なのか、そういうふうなところを何ていうんですか、数も含めてですね、今どういうふうな状況になっているのかというふうなことを聞きながら、まず1点それ聞きたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

まず、市で行っている事業の状況でございますが、1つは弁護士による困りごと相談、あるいは心の健康づくり講演会、あるいはこころの体温計等々の事業を年8回ほど、8事業を、講習会であるとかそういった養成講座であるとか学習会であるとか、そういったことは8回に分けて行ってございます。

ご質問の対策といいますか、ゼロに向けてのというお話でございますけれども、まず自殺の予防には、周囲の方が異常に気づくことが大事であるというふうにご考えておりました、悩んでいる人のサインに気づき、家庭や家族の方や、あるいは専門医の方につながる住民ボランティアのメンタルヘルスサポートなどを本市では主にやっております。このサポーターの方は現在100人を超えておりますが、こういった方の養成や、あるいは啓発等々に努め、自殺のゼロを目指してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） サポーターの方が100人を超えているというふうなことで、大変心強い答弁いただきましたけれども、これは募集、5月の募集になってからそのように

なったのか、それとも前々からの蓄積っていうんですか、さらにまた今増やそうとして今取り組んでいるのか、そこら辺の状況は。5月以降はどのようにこう、何人ぐらい増えているのか、そこら辺も含めてお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

メンタルヘルスサポーターのことでございますけれども、平成16年から27年まで、県主催で行ってございました。その方々の人数が78人。昨年、市で主催されました講習会では36人の方、合計114人の方が講習を受けられて修了証がございます。この内容でございますけれども、3日間開催して、そのうち2日間を講習受けられた方に修了証書を交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） サポーターの募集も含め、市民が一体となって、いろんな問題抱えてる方、これ見ますと、ただ話しかけるだけじゃなくて、そばにいて手を握るだけでも、心が安らいでそういうふうなことになるというふうなこともありますので、市民一体となってこういうふうなサポーターの方の活用というか、そういうのも力を入れていただきたいなというふうに思いますので、この自殺予防対策については以上で終わります。

次、後期高齢者医療制度と人間ドックについてお伺いしますけれども、県内では6市3町1村、10市町村が行っているというふうなことなんですけれども、受診率とすれば1%ということですが、ただこれ、あるとないでは、やはり大きな違いだと思うんです。1%しか人間ドック受けていないというふうなことであっても、その1%ってのはやはり大きな数だと思うんですよ、人数にすれば。先ほど528人と言いましたけれども。これ本市で、やはり他町村がやってることを、やはり健康問題ですから、私はやるべきだと思うんです。検討していくっていうふうなことですが、負担割合についてももう少し具体的にちょっとお聞きしたいんですけれども。それから、どこが負担していくのか。そこら辺をもう一回お願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ご質問にお答えを致します。

負担割合については、補助割合ということでございますけれども、先ほど言いました

10市町においては、それぞれ費用額の限度額等を決めて補助金を交付しているとのこと
でございます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） そうすれば、各市町村によって負担額が違うということではないと
私は思うんですけども、あるとすれば各市町村がその分を補助してるというふうなこ
とになりますけれども、秋田県後期高齢者医療広域連合でも負担があると思うんです
が、ですから市の持ち出しというのはそんなにないと思うんですけども、そこら辺はどう
なんですか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

市の持ち出しということでございますが、後期高齢者医療広域連合の方では、その年
によってドックのその補助の額が、人数が違うわけでございます。その人数に応じては
若干上下があるということでしたが、限りなくほとんどの補助があるというふう
には伺ってございます。あと、補助率、各市における補助率でございますけれども、
一番高いところでは上限額が3万6,000円となっております。あと安いところは一律9,
000円ということになってございます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 高齢化社会を迎える上で健康寿命を伸ばしていくという点では、
人間ドックは必要だと私は思います。普通の定期検診では見つからない検診も、人間
ドックとなればいろいろCTかけて、CTはやらないんですが、エコーかけたり、そう
いうふうなことで見つかる場合もありますので、国保から後期高齢者に移ったときには
もう人間ドック受診が大変だというふうなことになるように、本市でも早期に人間
ドックへの補助を、そういうふうな制度をつくっていただきたいというふうなことで、
検討するというところまでございましたけれども、早期に実施するように要望しまして一般
質問を終わります。どうも長い時間、答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（藤原幸雄） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

これをもって暫時休憩をします。再開は午後1時半とします。宜しく申し上げます。

午後 0時12分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、2番堀井克見議員より若干遅れるという連絡をいただいております。

7番佐藤敏雄議員の発言を許します。7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 7番佐藤敏雄でございます。傍聴者の皆様、大変にご苦勞様でございます。本日最後の質問者となりますが、宜しくお願い致します。

まずは藤原市長、新市長へのご就任、誠におめでとうでございます。

さて、このたびの6月定例議会におきまして、諸先輩である同僚議員の皆様の理解を賜り一般質問の機会を得ましたことに感謝を申し上げますとともに、市民の皆様をはじめとし答弁をしていただく職員の皆様に厚く御礼を申し上げます。

それでは、通告の要旨に従い質問してまいりますので、宜しくお願い致します。

大きな項目の質問第1点目は、市長の政治姿勢についてであります。

「対話」と「交流」について、市長が持論として話をされている「潟上は変わる」、後に「潟上を変える」という確信に満ちた話をされました。また、「対話」と「交流」をつなぎ合わせていき、対話を起こせば潟上市は間違いなく一番になれる。しかし、それは人を蹴落とす一番ではない。みんなが幸せになる一番である」と述べられたことに対し、市民の目線に立ち判断する、旧3町を対等に重視した感銘な言葉であると思っております。

少し次元が異なるかもしれませんが、最近の新聞コラムに掲載されておりましたところを引用させていただきます。「戦争」の反対語を問われれば、多くの人が「平和」と言うだろう。だが、経済学者の暉峻淑子氏の答えは「対話」。対話が続いている間は殴り合いは起こらないと、ドイツの言葉から発想したものである。近年、地域や社会から本来の「対話」が失われつつあるように感じているという。では「対話」とは何か。暉峻氏は、「人間としての対等な立場で、そのときその場に最も必要な自分の考えや感情を自分の言葉で語る話し合い」と表現するとあります。一方的ではなくして双方の話を往復させながら、同じ人間として胸襟を開き、対等に語り合える場がどれほど貴重であるか、このように述べております。

そこで、市長に対する持論に鑑み、質問を致します。

(1) 市民との「対話」と「交流」についてお伺いします。

①具体的方法についてはどのようにお考えか。

②ようこそ市長室への面会についてはどのようにしていくのか。

この2点についての答弁を求めます。

次に、昨今の社会情勢からして「対話」と「交流」は必要不可欠であり、潟上市政の舵取り役である藤原市長の持論は、まさに時にかなった発言・提言であり、市民は大きな期待に胸を膨らませていると思います。

そこで、トップセールスを目指す「チーム潟上」の観点から質問を致します。

(2) 市長のビジョンについてお伺いします。

①間違いなく一番になれるとは具体的にどのようなことか。

②他市に先駆けた施策等についてのお考えはあるものか。

この2点について、市長の所見を求めるものであります。

大きな項目の質問第2点目は、学校給食の無償化についてであります。

児童や生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与するために、学校教育活動の一環として集団的に行われている給食は、学校給食法に基づいて実施されております。学校給食の役割は子どもに食事を与えることにとどまらず、食事を教材として味覚や食物選択能力を育て、食生活と食文化についての知識や認識を身につけ、子どもが自ら心身の健康な発達を図っていくことにあるとされております。

学校給食費は、平成27年度の文科省の調査結果によりますと、全国平均の月額は公立小学校で4,301円、年額で5万1,612円。中学校では4,921円、年額にして5万9,052円。つまり小学校6年間でかかる給食費は30万9,672円、中学3年間では17万7,156円となりますので、義務教育を終えるまでには約48万円の給食費が必要であります。

憲法の第26条では、「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する。義務教育は、これを無償とする」と明記されております。公立小学校や中学校の給食を無償で提供する自治体が、全国では少なくとも55市町村あることが朝日新聞社の調査で報道されており、そのうちの半数以上がこの3年間で無償化になっております。また、群馬県みどり市と鹿児島県長島町におかれましては、先般確認をいたしましたところ、今年の4月から小中学校ともに実施をしたとのことでありました。我が秋田県においては、2012年度に八郎潟町が、2014年度には東成瀬村が無償化への実施をしております。経済的に困窮している家庭はもとより、若い世代の定住や転入に大いに期待がもてることから、県内の市に先駆けて学校給食無償化への施策に取り組んではどうか。

そこで、義務教育無償の観点から質問致します。

(1) 学校給食の現状についてお伺いします。

- ①給食費滞納の実態についてはどうなのか。
- ②困窮者に対するサポート支援はどうなのか。
- ③無償化実現に向けた考えはないものか。

この3点についての答弁を求めるものであります。

次に、大きな項目の質問第3点目は、子どもを取り巻く教育福祉環境についてであります。

学校生活や日常生活を送るにあたり、児童や生徒の誰しものが苦しみや悩みに直面する場面があり、いじめや不登校、その他学校でのさまざまな困りごとへの対応方法を考えたときに、心理面のことだけでは解決できないことがあるのではないのでしょうか。例えば、ひとり親として忙しく働いているがために、子どもが学校でトラブルになっても日中学校まで相談に来られないことがあろうかと思えます。また、親が精神障害や知的障害があったりした場合、生活に苦勞しているのを見て、子どもが親を支えるために学校を休みがちになるケースもあり得ます。ほかにも、いじめをしている加害者である子どもが親から虐待を受け、家庭では反対に被害者になっている可能性も考えられます。こうした子どもの生活環境を取り巻く状況下の中で、いじめや不登校に関する事項は年々大きな社会問題として危惧され、取り沙汰されていることに鑑み、質問を致します。

(1) 潟上市に於いての現状についてお伺いします。

- ①いじめや不登校の困りごと相談の状況についてはどうなのか。
- ②喫緊の問題があった場合の対策についてはどう対処しているのか。

この2点についての答弁を求めます。

次に、スクールソーシャルワーカーについて。

先般、さきがけ新聞にも記事が掲載されておりましたが、この職業とは、いじめや不登校、貧困といった児童や生徒が直面する問題の解決を目指し、人間関係や家庭の事情など子どもを取り巻く環境に着目しながら活動する専門職であり、心理学的な心の問題を扱うスクールカウンセラーとは異なる役割を担い、全国的に重要視されている観点からも質問致します。

(2) スクールソーシャルワーカーの設置の状況についてお伺い致します。

- ①潟上市において取り組みの実態と対策についてはどうなのか。

②導入している場合の成果と今後の見通しについてはどうなのか。

この2点について答弁を求めるものであります。

以上、演壇からの質問を終わらせていただきます。ご答弁宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目、「市長の政治姿勢について」お答え致します。

ご質問の1点目、「市民との対話と交流について」お答え致します。

何度も述べましたとおり、私の行政運営の基本方針は「対話」と「交流」であります。さまざまな主体の「対話」と「交流」を活発化させることにより、それが諸課題の解決へとつながり、まちづくりが推進されていくものと考えております。その「対話」と「交流」についての具体的な手法の一つとして、先日議員各位が市民と直接話し合う懇談会等を主催された際、私も、ないしは職員も同席させていただけないかという願いをしたところであり、今後も折を見てこういった機会の創出に努めてまいるとともに、ご提言のありましたIT、インターネット、ホームページを通じた「対話」と「交流」についても検討してまいります。さらに、市議会議員の皆様方においては、適度の緊張感のもと、会派への求めがあれば説明についてもうかがわせていただきます。

2つ目のご質問、前市長が実施しておりました「市長面会日 ようこそ市長室へ」につきましても、これまでの実施状況から、この面会日の抱える問題点を把握して、それを改善した上で実施したいというふうに考えております。ただ、現在、ありがたいことに特に面会日を設けなくても多数の市民の皆様、関係機関・団体の皆様は市長室においでいただいております。その折、私も可能な限りその方々との「対話」と「交流」に努め、さまざまなご提言やご意見を伺っているところであります。また、先ほどの「対話」と「交流」につきましても、土日も含め、さまざまな自治会・町内会・団体の行事にも積極的に出席させていただいているところであり、この日曜日にも複数の自治会の地域の運動会があり、私自身、「対話」と「交流」を楽しみにしているところであります。

ご質問の2点目、私のビジョンについてお答え致します。

間違いなく一番になれるということで、議員ご指摘のとおり、人を蹴落とす一番ではないということでもあります。その前に私が選挙期間中ないしは市長就任後も、潟上市のさまざまな場所を自分の足で歩き、目で見て、さまざまな市民の皆さんからのお話をお

伺い致しました。たくさんの方が自らの夢を持ち、自分の中の一番を目指している方々が本当に多くいらっしゃいました。

ここ潟上市は、県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な特性と、広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せ持つ、県内有数の都市としてのポテンシャルがございます。人口減少が大きな課題となっている秋田県の中でも、追分地区は合併後約800人も人口が増加しております。また、潟上市は秋田県の中で数少ない、過疎法で言うところの過疎地域ではない自治体です。ご案内のとおり、大潟村と我が市潟上市のみであります。このようなことを鑑みても、潟上市が十分自分自身に自信のもてる、非常に可能性のある都市であることはご理解いただけると思います。この魅力に、さらにその可能性に磨きをかけ、総合計画に掲げる「みんなで創る 幸せ実感都市 潟上」を実現させることが私の責務であると考えております。一番とは、言葉を変えていけば、地域潟上市に誇りを持つこと、潟上市の可能性を信じること、それをきちんと子どもたちに伝えることにほかなりません。私はそのようなまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

2つ目のご質問の「他市に先駆けた施策等についての考えはあるか」ということでございます。

国では、当然のことながら全国一律に、県では全県一律に見た政策・施策を展開しております。一方において、それぞれの自治体にはさまざまな事情があります。私どもは、国の政策、あるいは県の政策を潟上市の実情に合わせて読み替えていく力が求められていると思っております。私ないしは市の職員一同、そのような力も着実につけてまいりたいと考えております。既に本市が先駆的に実施している「不妊治療費助成事業」や高校生への「通学費助成事業」のような施策等の立案を、今後も今言ったような能力を高めながら検討してまいります。その際は、例えば本市の若手職員の斬新なアイデア等も取り入れる工夫もしてみたいと考えてございます。

質問項目の2・3については、教育委員会より答弁させます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 7番佐藤議員の一般質問の2つ目、「学校給食の無償化について」お答え致します。

学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生

徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。

学校給食の経費の負担については、学校給食法第11条において、設置者の負担は学校給食の運営に必要な人件費並びに施設及び設備の修繕料と定めており、それ以外の経費については保護者の負担と定めております。仮に無償化とした場合、今年度は小中学校9校で約1億2,800万円の経費が必要となります。

それでは、ご質問の1点目、「給食費滞納の実態」についてお答え致します。

保護者が学校に納める給食費は、私会計での取り扱いとなっているため教育委員会としては詳細は把握しておりませんが、学校へ問い合わせたところ、市内9校合わせて17万4,270円の滞納があるとのことでした。

ご質問の2点目、「困窮者に対するのサポート支援は」についてお答え致します。

市では、経済的理由によって義務教育を受けさせることが困難と認められる保護者に対し、義務教育の円滑な実施を図るため、給食費などの援助を行っております。ちなみに28年度の実績では、小学生169人に対し約846万円、また、中学生129人に対し約702万円の給食費の援助を行っております。

ご質問の3点目、「無償化実現に向けた考えは」についてお答え致します。

市では現在、さまざまな施策を通じ保護者の経済的負担の軽減に努めているところでありますが、給食費の無償化については、今後の国の施策等の動向を注視しながら検討してまいります。

続きまして、一般質問の3つ目、「子どもを取り巻く教育福祉環境について」お答え致します。

ご質問の1点目、「潟上市における現状について」の①いじめや不登校の困りごと相談の状況、②喫緊の問題があった場合の対策について、一括してお答え致します。

本市では、市内小学校6校に「親と子の相談員」、中学校3校には「心の教室相談員」と県の事業により「スクールカウンセラー」を配置しております。悩みを抱える児童や、母親と離れることに不安を感じるといったことで登校渋りを抱えるような児童生徒、保護者等を支援し、学校生活になじむことができるような安心できる環境づくりに努めております。

ご質問の相談状況につきましては、年間で1,000件以上の来室相談があり、担任教員や管理職と連携を図りながら、事案の早期発見・早期対応、未然防止に努めております。

市内各校においても、学校におけるいじめの防止等に関する対策を行うため、複数の教職員、専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される、いじめの防止の組織を立ち上げております。

潟上市では、昨年度、「潟上市いじめ問題対策連絡協議会」を立ち上げ、いじめにより児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、その事態に対処し、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、市長のもとに「いじめ問題調査特別委員会」を設置しております。今後は、諸機関との連携のほか、民生児童委員との連携、県事業であるスクールカウンセラー配置事業との連携を一層図ることで、小中学校を通じた児童生徒の居場所づくりを推進してまいります。

ご質問の2点目、「スクールソーシャルワーカー配置の現状について」お答え致します。

本市の取り組みの実態と対策、導入している場合の成果と今後の見通しについてであります。現在、スクールソーシャルワーカーにつきましては、秋田県総合教育センターに配置されておりますスクールソーシャルワーカーの方に、本市が所管する小中学校にかかわっていただいている状況であります。かかわりの中での成果と致しましては、学校外の相談機関として連携を図りながら、児童生徒の問題行動等、人間関係や家庭環境に配慮しながら問題解決にあたることができることとあります。

今後の本市へのスクールソーシャルワーカー配置、導入につきましては、国や県の動向を注視しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 7番再質問ありますか。7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ご答弁ありがとうございます。

市長の1点目の政治姿勢についてであります。本当に市長も所信表明でも先ほどの答弁でも述べられましたとおり、本当にこの時代の趨勢に伴ったすばらしい答弁であったと私も実感しております。今後の施策等についても、本当に期待をもてる、私も期待をもっておりますし、また市長と連携を図りながら潟上市発展のために努めてまいりたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

市長は、前回の2番の問題で、「ようこそ市長室」へのことについてちょっとお尋ねしたいんですが、石川市長は確か18年の1月から設置されていると思うんですけども、

私ふと議会だよりを、議会だよりというか広報を見まして、4月、5月とそれが、その掲載されてるのがなかったもんですから、あれ、これはもうなくなったものなのかなと疑問に抱いてちょっと質問をしたところでした。ただいまの答弁によって今後も検討してまいりますということでしたので、本当にこのことに関しては、市民の皆様はいろいろな市長に対してのご意見や、そして提言、悩みなど、やはり市長と実際に対話したいなという思いから来ると思うんです。ですので、市長も前向きに職員を配置してそのような場に自ら出向くということでもあります。本当にそれもすばらしいことではありますけれども、またそれはそれとして、そこの場に居合わせなかった市民の皆様に対しては、本当に残念なことでもありますので、そのような「ようこそ市長室へ」の配置は気兼ねなく要望して、市長の日程が合えばうかがえるシステムになっていると思われまので、今後について本当に是非とも実施していただければと思います。その辺について、実施していくとはあったんですが、いつ頃から大体していくものなのか、その辺についてちょっと伺えればひとつお願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 佐藤議員の再質問にお答えします。

いつ頃からと。今、面会が相次いでおりまして、実際のところはですね。多分そこが一段落つく時期が必ずややってくると私は思っておりまして、逆にそういう時期を見計らってそういう面会日を設けないと、逆に私に会いたいと思われる、いらっしゃるのかどうかわかりませんが、市民の方に逆にご迷惑をかけるということになります。どういう形で運営をしていけばいいかということも、我が市の職員ともよく話をして、やるのであれば効果的にやりたいと思っておりますので、そういった形でしばし検討の時間をちょうだいできればと思っております。いずれにしても、こういったことに関しても、佐藤議員はじめいろんな形でご提言いただいて、こういう形がいいんじゃないかというようなこと、先ほどありましたとおりそういうものを、広報のみではなくてホームページ等そういった、インターネット、ホームページを活用して、市民の皆さんに周知していくというようなことも含めて、ご提言いただければと思っております。

何度も申し上げますが、私の門戸は常に開いております。市民の皆様とも「対話」と「交流」に常に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ご答弁ありがとうございます。市長も前向きに、SNSなど等を使ってこのような対応をしていくということでありましたので、是非とも今時代に添った流れでもって施策していただければと思います。

（2）番の市長のビジョンについてでありますけれども、本当にこのことにつきましては全く市長の、何度もお聞きしておりますので、本当にその実現に向けまして取り組んでいただければなと思ひながら、1番の質問については終わります。

2番の学校給食の無償化についてのことでありますけれども、国の施策を見ながら検討していくというご答弁でありましたけれども、このやはり給食の無償化といひますのは、実際に貧困層というか困窮者にしてみると、わずかながらの数千円のお金も本当に払うのが大変だなと思ひてる家庭もいるかと思ひます。はたまたお金がかえらないことによりまして、おまえは金かえらないのかということではじめにも遭ってしまうような状況下にもなるのではないかなと思ひることからも、ここにも述べてありますとおり、群馬県のみどり市を例にして挙げましたけれども、ここは人口5万人ちょっとのところでありまひす。鴻上市よりも人口が多いところでありまして、本当にこのような施策に取り組んだということでありまひすこともあり、そしてまた市長も掲げてありますとおり、一番になるんだというところの観点からすれば、鴻上市の、まだ市では秋田県内においてはまだこの無償化についてはやっております。実際、八郎鴻町と東成瀬村が実施しているところでありまひすので、そういった面からも先駆ける点でいへば、この無償化というのは非常に大きな目玉になるのではないかなと思ひしております。菅原教育部長からも先ほど答弁ありまひすけれども、必要な経費等、本当に1億2,800万円かかるとは本当にものすごい財源でございます。しかしながら、まずこのような本当に政策に取り組んでいくことによって、鴻上市に定住にもつながるのではないかと、若い世代がやってくるのではないかとと思ひしておりますので、是非とも、私はこういうようないろいろな状況からしまひすと学校給食の無償化といひるのは、家庭はもとより若者世代にとつても本当に望まれるというか励ましになることでありまひすことから、必要ではあると思ひうんですけれども、その点についていま一度何ですかね、前向きな答弁をいただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 佐藤議員のたひだいまのご質問にお答へ致します。

学校給食の無償化につきましては、保護者の方からは喜ばれるだろうというふうには

思っておりますが、先ほど私答弁で申し上げましたように1億2,800万円という経費が見込まれております。これにつきましては、潟上市の市税収入の約5%を占めるという大変大きな割合の額になりますので、これを実施するにあたっては相当な準備、あるいは検討が必要であるということをご理解願います。

それと、経済的に困難な家庭への学校給食費の支援につきましては、私、先ほど金額については申し上げましたが、小学生169人、これとおおむね9人に1人の児童に対する支援になっております。中学生になると、おおむね7人に1人の割合での支援を行っているという状況にありますことを併せてご理解願います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ご答弁ありがとうございます。ものすごい大きな潟上市の財政から5%を占めるということで、かなり大きな財源になるかとは思いますが、市長の決定権からこのことはできないもののでしょうか。ちょっとその辺について前向きな、もう一度、いま一度前向きに全市的な答弁をいただきたいと思うんですけれども。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 再質問の方にお答え致します。

佐藤議員が述べられるとおり、これは子育て支援であるとかそういった意味にとっては非常に検討する価値のある政策であろうと、私自身考えておりますし、学校給食を担当する国の役所にもいたわけです。ただし、先ほどもありましたとおり、もし保護者の収入が少ない場合はそれなりの支援をもうしているわけです。学校給食法の定めにもあるとおり、今保護者にお願いしているのは食材費の負担と。つまり設備であるとか、それをつくられる方の人件費等については、すべて市負担というふうになっているわけです。そういう役割分担の中で学校給食が行われているということです。この材料費の面につきましても、現在の親御さん方の収入等に鑑みて、果たして市が負担するべきであるかどうか。親御さんの収入のいかに問わず、それをすべて負担するべきであるかどうか。これは大きな議論が私は必要であるというふうに考えております。さはさりながら、現在、財政運営の諮問会議においても、骨太方針の中でも、幼児教育については早期に無償化をするというようなことで、教育に関する政策については随分前に進むような雰囲気がある、国等にございますので、先ほど教育部長が申し上げた国の政策の動向を注視するというのは、まさにこのことを指しておりまして、やはりそういった面を国自らが

親の教育費の負担をどうするのかということ十分に検討され、また我が市としても独自に、この学校給食費の問題をはじめとして教育費の親の負担ということも含めて検討していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ありがとうございます。是非とも、現状についてはちょっと厳しいような話にちょっととれますので、しかしながら国の政策を見ながら全市的な検討をしていくということでもありますので、是非ともこの辺については職員皆様はじめちょっと検討して、是非とも取り組んでいただきたいと思います。学校給食の無償化については質問を終わらせていただきます。

続きまして、子どもを取り巻く教育・福祉環境についてのことについて、ちょっと再質問をさせていただきます。

今、教育部長の方からも1,000件以上のこういった形の相談があると答弁でございました。いじめのことに對しても、このいじめの対策を立ち上げて特別委員会も設置したとのことで、私もこの辺については十分理解をしました。これについてどうこうとかというあれではないんですけれども、ここに関連しまして、この2番にも掲げてありますスクールソーシャルワーカーのことについてなんですけれども、現在、スクールカウンセラーを配置して対応してるということをちょっとおっしゃっておられましたが、そしてスクールソーシャルワーカーに関しましても県の方から配置してるというところがありますよね。実際のところ、そうしたら潟上市には何人ぐらい、このスクールソーシャルワーカーについては配置されてるものなのか、ちょっとその辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） 佐藤議員のただいまのご質問にお答え致します。

秋田中央事務所管内で1人となっております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 今ご答弁ありました1人ということでもありますけれども、果たして実際1人で配置ってということで、いじめ問題とかそういうことにスクールカウンセラーだけで対応しきれてるものかどうかという、ちょっとその辺が疑問に感じるところでご

ございます。その辺について対応してると言われればそれまでなんですが、実態については本当に1人ではちょっと私も対応しきれないのではないかなという認識をするんですけれども、その辺についてちょっといかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 菅原教育部長。

○教育部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど、相談件数が1,000件を超える件数があるということで申し上げましたが、そのうち、文部科学省がその基準としている重大事態に該当するような状況は、幸いにもございませんでした。相談の主な内容、比較的件数の多いような内容となりますと、勉強がわからないので教室に戻るのが嫌だとか、家族の中でちょっとけんかをしたので何か落ち着かないとか、いらいらするとか、そういった相談が多いということでして、スクールソーシャルワーカーの出番が必要となるような事態は潟上市の場合は幸いにもないことですから、現状の人員配置で足りているという状況にあります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ただいまの教育部長の答弁では、潟上市では1人で十分に足りているという答弁でございました。しかしながら私、先般やはりさきがけ新聞に掲載されておりますところをちょっと拝見しますと、このスクールソーシャルワーカーに対しましては、今、文科省でも重要視してる事項でございまして、東北ではかなり、全国的に見ても東北はかなりまだ人数が少ないというところがわかってます。その中でも秋田県では、2016年度で、ちょっと新聞見ますと5人と。2017年度で、やっと10人になったということで、本当にまだ秋田県自体がこのスクールソーシャルワーカーについて少ない状況でございます。しかしながら今後を見据えていきますと、こういったようなやはりいじめとか、それから学校教育問題に関しましては、必ず取り巻くこういう事態は起きてくると思います。そのことから、潟上市は今足りてるとはあったんですけれども、独自に例えば保育士みたいな形で確保するというようなそういう努力っていうのは多分必要なんではないかなと私的には思うんですけれども、そこについて今後確保していく考えであるのか、それとも県の方から依頼してそのまま配置されるというような考えなのなのか、その辺についてちょっとお答えいただければと思いますけれども、お願い致します。

○議長（藤原幸雄） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） この件については市長が詳しいかと思えます。まず、スクールソーシャルワーカー制度そのものの活用事業というのは、平成20年度、今年29年度、9年ぐらいたってると。その事業の中で、子どもたちが文部科学省の方でこういう事業を立ち上げていこうという概要等々が決まってきた今に至ってるわけですがけれども、その最近の特に子どもたちの取り巻く環境が非常に大きく変わってきているということで、その展開も早いわけです。その間、メールとか、あるいは携帯とかいろんな、ネットとかいろんなものが出てきております。そういう中で、いじめ、不登校、あるいはまた暴力行為、非行といったこういうふうなものが出てくるという中での、このソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー等々の形が、実態としてあった場合に動ける体制というものを今つくってございまして、先ほど答弁の中に潟上市いじめ問題対策連絡協議会、いわゆるあつてはならないいじめをその前に食い止めようという対策連絡協議会というのを条例上つくっております。さらに、ならないという、重大事項があった場合に、ならないということから考えると、それを調査しなけりゃいけないという部分があります。この調査の特別委員会という制度もまたつくってございます。そういうことで、スクールカウンセラー、あるいはこのソーシャルワーカーの配置の現状がすぐ右から左という形であるような形はなかなかつくりにくいんですが、あつてはならないということを前提にやっていますから、ひとつその辺のところをご理解願って、その後にソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー等々を配置しながら、まず起きないという、重大事項にならない前の起きないことを前提に進めているということでございます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） よくわかりました。ありがとうございます。これをもちまして私の3番の質問も終わらせていただきまして、全部の質問を終わらせていただきます。答弁ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって7番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

これで一般質問は、すべて終了しました。

○8番（藤原典男） 議長、議事運営。

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 一般質問に対する注文ではありませんけれども、2番議員がね、遅

れるといいながら一般質問終わるまで来なかったでしょう。これは嚴重にやはり注意した方がいいですよ。議会のルールを守らないことになる。遅れるっていうのは5分、10分でしょう。もう45分切っても、たっても来ないっていうことは、来る意思がないってことでしょう。嚴重に注意してください。どうですか。

○議長（藤原幸雄） 後ほど議会事務局を通じて注意させます。宜しくお願いします。ご理解願います。

これで一般質問は、すべて終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、6月17日より26日までの10日間、本会議を休会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認め、6月17日より26日までの10日間、本会議を休会することに決定になりました。

本日の日程は、これで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、6月27日火曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、6月19日月曜日、午前10時より予算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

本日は誠にご苦勞様でございました。

午後 2時17分 散会